

伊根町景観計画

平成26年4月

伊 根 町

目 次

1. はじめに	P.2
2. 本計画の位置付け	P.2
3. 基本理念	P.2
4. 景観計画区域	P.3
5. 伊根町景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	P.3
6. 良好な景観の形成のための行為の制限	P.3
6-1 行為の制限に関する基本方針	
6-2 伊根町景観計画区域での良好な景観の形成のための行為の制限	
6-2-1 届出対象となる行為	
6-2-2 届出対象行為の適用除外	
6-2-3 景観形成基準	
7. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	P.4
8. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	P.4
9. 景観重要公共施設の整備	P.5
10. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	P.5
11. 自然公園法の規定に基づく許可の基準で良好な景観形成に必要なもの	P.5

1. はじめに

伊根町は、京都府北部丹後半島の北端に位置し、町の東から北側は日本海に面し、南を宮津市、西を京丹後市が隣接する場所に位置しています。町の面積 62 k m²のうち約 82%が森林地帯であり、内陸から北東に流れる二級河川筒川を中心に広がる農地や農業集落と、海岸沿いに点在する漁業集落により形成された自然豊かな町です。

第1次産業である農林漁業を基幹産業として栄えた本町は、特に漁業を中心に栄え、内陸部では水稲などの農業を中心に生活が営まれてきました。現在では、観光業などの第3次産業の増加に伴い、農林漁業を主業とする人口は3割を切る状況となっています。

町内には、伝統的な「舟屋」が群を成した全国でも類を見ない景観が形成されており、また、町内各地にある歴史的な建造物も文化財としての趣を醸しています。他にも「浦嶋伝説」や「徐福伝説」、各地域の祭礼行事、伝統芸能などの伝承も相まって、伊根町ならではの独特の歴史や文化を今に伝えています。

また、伊根町は変化に富んだ豊かな自然にも恵まれています。この美しい自然とのかかわりの中で、人々の営みや歴史と伝統に培われた文化を映しながら、個性豊かな景観が形成されてきました。これらの良好な景観は、私たちに安らぎのある豊かな生活環境をもたらし、地域への誇りと愛着を育むとともに、伊根町を訪れる人々をも引きつける私たちの貴重な財産です。

しかし、人口の減少、産業構造の変化、価値観の多様化など、景観の形成に密接なかかわりを持つ人々の生活や生業が景観に大きな影響を与え、多くの良好な景観がその姿を変え、失われつつあります。

私たちは、一人ひとりが身近にある良好な景観の価値を認識し、良好な景観を守り、育て、新たに創造していきながら、町民共通の財産として将来の世代に引き継いでいかなければなりません。このような認識の下に、良好な景観の形成についての基本理念を定め、地域の個性と特色を生かした施策を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、住民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与するため伊根町景観計画を策定します。

2. 本計画の位置付け

伊根町景観計画は、景観法（第8条）に基づく計画として、第5次伊根町総合計画の基本計画に掲げる「景観保全の取組み」を推進させるための景観施策に係る伊根町全体計画です。

3. 基本理念

良好な景観の形成を図るための基本的な考え方を次のとおり定めます。

1. 良好な景観は、町民共通の財産として認識し、守り、育て、新たに創造していきながら将来に継承されることとなるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
2. 良好な景観は、地域の自然や歴史・文化と、人々の生活との調和の中で形成されていることにかんがみ、これらの調和を崩さないよう、また新たな調和を生み出し育みながら、その整備及び保全が図られなければならない。
3. 良好な景観は、観光その他の地域間交流や産業振興等に大きな役割を果たすことにかんがみ、

景観に関する取組みを通じて地域が活性化し、その地域の活性化が更に良好な景観形成に結びつくよう、その整備及び保全が図られなければならない。

4 良好な景観は、町その他の公共機関、事業者、地域住民の適切な役割分担と協働の下、それらの一体的な取組により、その整備及び保全が図られなければならない。

4. 景観計画区域（法第8条第2項第1号）

町全体をみると、山間部の山々から河川、自然海岸を経て海へと自然が繋がる中に集落が点在しています。自然と一体になっている農山漁村景観をひとつの区域として、町内全域を伊根町景観計画区域とします。

5. 伊根町景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）

町の景観は、地域の自然資源と農林漁業が一体となって形成されてきた経過があり、それが現在の良好な景観の原点とも言えます。今後も農林漁業と自然との調和を図りながら、観光にも配慮したまちづくりを進めていくことを基本方針とします。

また町内には、「気づかれず磨かれていない」、「気づいていても磨かれていない」良好な景観がいくつもあります。町内に眠っている景観資産を「気づき磨く」ため、地域ごとの景観資源の発掘調査を進めます。

6. 良好な景観の形成のための行為の制限（法第8条第2項第2号）

6-1 行為の制限に関する基本方針

これまでは、町全域で定めた景観に関する基準はなく、この計画によるものが初めてとなります。このため、当初は緩やかな景観形成を進め、各地域の必要性に応じて個別の区域を定め、より具体的な景観形成を定めていく「段階的な運用」により規制誘導を行います。

6-2 伊根町景観計画区域での良好な景観の形成のための行為の制限

6-2-1 届出対象となる行為

伊根町景観計画区域においては、景観に与える影響が大きいと考えられる次の行為を行う場合に届出を必要とします。

(1) 建築物

高さが15m以上、又は建築面積が500㎡以上の建築物で新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「建築物の建築等」という）。

(2) 工作物

高さが15m以上の工作物で新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「工作物の建設等」という）。

(3) その他

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為であつて、3,000㎡以上の区画形質の変更。

6-2-2 届出対象行為の適用除外

上記の届出対象となる行為であっても、次の場合は届出を不要とします。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等のうち、外観を変更することとなる修繕若しくは模様

替え又は色彩の変更を行う場合であって、それらの部分の見付面積が全体の見付け面積の半分以下となるもの。

(2) 伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例第6条第1項の許可を受け、同条例第8条の規定による協議、又は同条例第9条の規定による通知をして行う行為、並びに同条例第6条第2項の規定により許可を受けることを要しない行為。

6-2-3 景観形成基準

伊根町景観計画区域においては、次のことを基準として設けます。

(1) 建築物の建築等及び工作物の建設等の基準について

① 形態及び意匠

周辺の景観との調和に配慮し、統一感のあるものとする。

② 色彩

周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。

③ 素材

周辺の景観との調和に配慮し、金属やガラス等の光沢ある素材を外部壁面等に使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないようにすること。

(2) その他の基準について

① 土地の形質の変更については、壁面や法面に植栽を施し、町並みや自然など周辺の環境と調和するものとする。

7. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針（法第8条第2項第3号）

1. 景観上重要と認められる建造物は、町民に親しまれている景観共有財産であることから、次に該当するもののうち、公共の場所から容易に望見することができる建造物については、所有者その他の関係者の合意を得て景観重要建造物に指定します。

(1) 地域の良い景観を特徴付ける建造物

(2) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物

(3) 地域の良い景観を先導し、又は継承し特徴付けている建造物

(4) 地域住民に親しまれている建造物

2. 景観上重要と認められる樹木は、町民に親しまれている景観共有財産であることから、次に該当するもののうち、公共の場所から容易に望見することができる樹木については、所有者その他の関係者の合意を得て景観重要樹木に指定します。

(1) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木

(2) 地域の良い景観を先導し、又は継承し特徴付けている樹木

(3) 地域住民に景観の象徴として親しまれている樹木

8. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

(法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、景観への影響が大きいことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物（以下「屋外広告物等」という。）を掲出する物件の設置（以下「屋外広告物の表示等」という。）については、本計画の他、景観に関する条例等を踏まえた制限を行います。

9. 景観重要公共施設の整備（法第8条第2項第4号ロ）

町内の公共施設の整備に関しては、常に周囲の景観との調和に配慮して進めていきます。

また、特に景観上必要と認める施設については、施設管理者との協議の下、景観重要公共施設に指定し、景観に配慮した整備に関する事項について定めていきます。

10. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項（法第8条第2項第4号ニ）

良好な営農環境を確保しつつ、地域の特性に応じた調和ある景観の保全を図るため、景観農業振興地域整備計画については、地域ごとの必要に応じて策定を行います。

11. 自然公園法の規定に基づく許可の基準で良好な景観形成に必要なもの

自然公園法第20条第3項の許可基準を満たすものであって、良好な景観の形成に必要な事項については、本計画中、「6-2-3 景観形成基準」において定める基準のとおりとします。